

「交通量の増加に伴う交通規制等の新設について」とのご意見について回答いたします。

令和3年8月24日 掲示

本市では、人命尊重の理念のもと、高齢者による事故や次代を担う子供達の安全確保について、喫緊の課題としております。「生活道路は人が優先」の考えから、特に通学路等において、歩行者や自転車利用者を事故から守るために、関係各課、警察、教育委員会、学校、PTA、自治会、道路管理者等と連携して、危険箇所・対策必要箇所の総点検を実施し、対応箇所における交通安全施設の設置・修繕を行い、誰もが安心して暮らせる道路交通環境の整備を進めているところであります。

また、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づける為に、本市では警察、学校や関係機関・団体、地域住民と連携して、交通安全市民総ぐるみ運動を展開し、市民一人ひとりの交通安全意識の普及啓発を推進しております。

ご意見につきましては、交通規制の新設に関するものであり、警察が担当しています。警察は、規制標識・路面標示等の交通規制により、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図っております。警察では、交通規制についてのご意見をお寄せいただくため、栃木県警察本部交通部交通規制課内に窓口を設置しています。

ご意見・ご要望につきましては、下記の宛先において、電話・ハガキにより受付しているほか、栃木県警察のホームページの交通規制課にある「標識BOX（ご意見・ご要望）」から、メールを送信することも可能ですので、交通規制に対するご意見・ご要望につきましては、「標識BOX」のご利用をお願い致します。

※栃木県警察の「標識BOX」

〒320-8510

宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県警察本部交通部交通規制課内「標識BOX」

TEL 028-621-0110

URL: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/n29/kisei/hyousiki.html>

【回答に関する問い合わせ先】

総合政策部 危機管理課 地域安全係 TEL: 0287 (23) 9301

令和3年8月24日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL: 0287 (23) 8700